

平成15年度財務定期監査結果に基づき講じた措置等（消防局）

(2) 支出に関する事務

消防団員に対する報酬、費用弁償等の支払事務を適正に行うもの

消防団員に支給される報酬、費用弁償については、各団員から団長あてに請求及び受領に関して委任状が出されており、これに基づいて支出されている。 （警防課）

消防団員は地方公務員法上の特別職の公務員であり、同法上の給与の支給に関する規定は適用除外になっているとはいえ、その趣旨は尊重されるべきである。したがって、その報酬等については各個人に支払われるべきである。

措置方針等

消防団員に支給されている報酬、費用弁償については、現在各団員から消防団長又は支団長あてに請求及び受領に関して委任状が提出されており、市ではこれに基づき、報酬、費用弁償を行っている。

指摘された個人口座への振込みについては、現在4000名の消防団員がおり、さらに年間約250名が入退団していることから、個人口座への振込みは実施していないが、現在実施方法等について検討中である。